

令和3年第7回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年7月20日（火）

江東区教育委員会

令和3年第7回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年7月20日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年7月20日（火）午前10時13分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長

6 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
- （2）令和3年度の小・中学校等における宿泊行事について

7 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより令和3年第7回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議について、傍聴したい旨、1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

 （傍聴人入室）

本 多 教 育 長 それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。

 それでは、報告事項に入ります。

 報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。資料の1を御覧願います。

 こちらの表は令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校園の運営に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものでございます。

 3ページをお開き願います。4度目の緊急事態宣言の発令に伴いまし

て、7月9日に区立学校園の対応について第26報の通知を行いましたので、記載の追加を行っております。

記載の内容につきましては既に教育委員会のほうに御報告しておりますが、基本的に感染防止の徹底を行いながら学校園の運営を行っていくというものでございます。

4ページを御覧願います。こちらは、7月9日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されまして決定いたしました緊急事態宣言の発令に伴う区の対応の内容でございます。

2の緊急事態宣言発令に伴う全般的な方針として、国や都の方針に準じた対策を講じ、感染拡大を抑制するとしております。

3の区の主な措置事項でございますが、(1)のイベントや会議につきましては、国や都の通知、ガイドラインに準ずるものの、社会活動等を妨げない配慮の下、実施要領の見直しを行うとしてございます。

学校、保育園、図書館など各施設の貸出し、運営及び区の呼びかけにつきましては(2)から(11)の記載のとおりになってございますが、(2)の文化観光展示施設等につきましては、収容率50%以下で20時までの運営ということでございます。

また、区の施設の貸出し等につきましては、ホール・会議室等は利用時の人数上限は50%以下とし、既に予約のある施設の貸出しについては20時以降の利用自粛と利用時の人数上限を収容定員50%以下とするよう要請するというものでございます。

また、スポーツ施設につきましては、利用は20時までとし、観客の収容は50%以下とする。

学校等の運営につきましては、先ほど申し上げましたとおり、感染防止対策を講じつつ運営を継続するという形になってございます。

保育園につきましても、感染防止策を講じつつ運営を継続するというものでございます。

図書館の運営につきましては、閉館時間20時とし、運営するという形になってございます。

児童福祉施設につきましても、感染防止対策を講じつつ運営を継続するが、児童館施設の夜間貸出しは引き続き中止となっております。

高齢者福祉施設につきましては、区貸出施設の対応については高齢者福祉施設の夜間貸出しは引き続き中止、また、高齢介護サービス事業所につきましては、通常のサービス提供を行うという形になってございます。

障害者福祉施設につきましては、障害福祉サービス事業所は通常のサービス提供を行うとなっております。

区立公園の運営につきましてはでございますが、引き続き公園内の飲酒は禁止ということで、若洲キャンプ場につきましても休止を継続する。また、豎川河川敷公園フットサル場については利用時間を9時から20

時までとする。また、じゃぶじゃぶ池につきましても休止という形になってございます。

このほか区立公園につきましては、区内5か所について夜間のグループでの飲酒、そういったものについての見回りをしていくという形になってございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。学校園・きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況についてでございますが、7月19日現在、記載のとおり、小学校35校、中学校16校、幼稚園1園、きっずクラブ14室。感染者数は、児童生徒が89人、教職員等が63人となっております。発生した各校では、濃厚接触者が特定された後、一定期間の休業や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の出席停止等の措置を講じているところでございます。

また、個別、集団接種会場の余剰ワクチンの教員への接種状況についてでございますが、7月19日現在で1回目の接種が終了しているのが1,430人、このうち2回目の接種も終了しているという方が518人ということでございます。

なお、これまで重大な副反応の報告は受けていないというところでございます。

私からの御報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

私のほうから1つですけど、今日で学校、幼稚園は夏休みという形になりますが、今年度は昨年度と違い一斉の休校等はなかったわけですが、学校の学習状況等について、現状どうかということについて御報告をお願いします。

飯 塚 指 導 室 長 学校園の学習状況ですが、臨時休校等の措置はありましたが、オンライン等を活用しながら、夏前に当たる部分の学習指導についてはおおむね適切に行われていると認識しています。

本 多 教 育 長 今、臨時休校と言ったのは、要するに感染者が出たところの一部ということですね。

飯 塚 指 導 室 長 そうです。

本 多 教 育 長 はい、分かりました。ありがとうございます。

GIGAスクールで1人1台、端末が配られているところもあります。指導室長からも報告がありましたけれども、それをうまく使った部分での感染症対策であったりとか、休みのところの対応ができているということのようです。ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 2 令和 3 年度の小・中学校等における宿泊行事については、関係諸機関への周知等の関係で秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定により、本日のこの案件についての部分の会議を秘密会といたしたいと思います。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局に指示に従い、御退室願います。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、報告事項 2 令和 3 年度の小・中学校等における宿泊行事についてを事務局より説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和 3 年度の小・中学校等における宿泊行事について御報告いたします。資料の 2 を御覧ください。

対象となる行事は、1 の項目にありますように、小学校及び義務教育学校前期課程の 6 年生が行う移動教室、中学校の 2 年生及び義務教育後期課程の 8 年生が行う移動教室、中学校の 3 年生及び義務教育後期課程の 9 年生が行う修学旅行となります。

続いて、中止または延期の考え方についてです。2 の項目を御覧ください。今年度の宿泊行事については、夏季休業明けから実施するよう設定していたところです。今後実施するに当たって、(1) 緊急事態宣言が東京都または目的地の自治体に発令中の場合は、中止または延期とする。(2) まん延防止等重点措置が東京都または目的地の自治体に適用中の場合は、感染症対策を十分に講じた上で実施することといたしたいと思います。(3) 実施直前に校内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、参加予定の児童・生徒・教員が濃厚接触者と特定された場合、またはその可能性が、見込まれる場合は、状況により判断するとしております。

最後に、キャンセル料金の取扱いについてです。項目 2 の(1) または(3) の事由により、行事が中止または延期となった場合の保護者が負担すべきキャンセル料金については、公費により支出することといたします。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。いかがでしょうか。

鈴木 委 員 今、東京では緊急事態宣言を８月２２日まで継続発令中ということでありますが、ここに書いてあるとおり、中止または延期とするということですが、現状で８月２２日まで予定されていて、それが中止または延期になるという行事というのはあるのでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長 宿泊行事については、修学旅行が２校、８月２６日から開始されます。そして、日光の移動教室については８月２６日から、中学校等の移動教室については８月３０日から開始となっていますので、今回の緊急事態宣言、延長されない限りは、基本、実施の方向で進めております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示ということになっていますが、関係諸機関への周知後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和３年第７回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。